

第50号議案

蒲郡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

蒲郡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成30年9月6日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

蒲郡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
蒲郡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第6条中「附則第3項」を「附則第4項」に改め、「保育所をいう」の次に「。
以下同じ」を、「幼稚園をいう」の次に「。以下同じ」を、「認定こども園をいう」
の次に「。以下同じ」を加え、同条第2号中「保育をいう」の次に「。以下この条
において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著
しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと
認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの
役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないよう
にするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に
応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者
として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号に
おいて「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が
提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育
事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型
事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して
小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第16条第2項に次の1号を加える。

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、
当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、
調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発

達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第45条中「第6条第1号及び第2号」を「第6条第1項第1号及び第2号」に改める。

附則第2項中「行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加える。

附則第9項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とし、附則中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。